

令和3年度東京都スポーツ推進企業募集要項

1 東京都スポーツ推進企業認定制度の目的

従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として毎年度認定し広く都民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図り、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現することを目的としています。

2 応募対象

都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」といいます。）

3 応募について

従業員がスポーツを実施するように取り組む「スポーツの実践」や、スポーツ団体やアスリート、大会を支援している等の「スポーツの支援」を推進している場合に、応募いただけます。

(1) 応募取組例

ア 「スポーツの実践」

従業員が行うスポーツ活動の促進や助成などの取組

- ・朝の一斉体操の実施、クラブ活動への助成
- ・全社ウォーキングイベントの実施、社屋内階段利用の推進
- ・スタンディングミーティングの実施
- ・社内研修での障害者スポーツ体験
- ・地元のスポーツイベントや企業対抗試合等への参加助成
- ・雇用アスリートや企業スポーツの大会応援ツアーの実施
- ・その他、先進的な取組

イ 「スポーツの支援」

アスリートの雇用や大会協賛などスポーツ分野での支援の取組

- ・アスリートの正社員雇用、引退後の継続雇用
- ・競技団体やスポーツ大会への協賛、備品提供や人的支援
- ・障害者スポーツの普及に関する取組
- ・自社スポーツ施設の地域開放
- ・地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携した地域のスポーツ活動への支援
- ・その他、先進的な取組

ウ 上記ア「実践」、イ「支援」の取組について、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動に制約が及ぶこととなる「新たな日常」の中においてもスポーツを推進している取組

- ・「三密」を避けた社内スポーツイベントの開催やオンラインで行う朝の体操など、従業員への運動機会の提供
- ・「三密」を避けた状態やオンライン上で、従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組
- ・徒歩通勤、自転車通勤の推奨
- ・その他、先進的な取組

※「e-スポーツ」「モータースポーツ」は取組の対象外とします。

(2) 応募要件

ア 上記(1)の取組について、実施時期が令和2年10月31日（前回の募集期間最終日の翌日）から令和3年10月29日（今回の募集期間最終日）であること。また、実施内容、導入手順及び取組方法等の公表が可能であること。

イ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社

会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしていないこと。

(3) 応募方法等

下記の URL より応募フォームに入り、必要事項を入力及び必要ファイルを添付して、「送信する」ボタンを押してください。

<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/company/r3oubo.html>

※入力の際は、同 URL に掲載されている「応募フォーム入力例」を参照してください。

※取組内容が分かる社内資料（報告書、社内報、研修資料、社内アンケート、写真等）を必ず添付してください。

※継続申請をされる場合も、今年度改めて申請をお願いします。

※申請書類への押印は廃止しましたが、法人番号（国税庁の社会保障・税番号制度の法人番号）を入力してください（法人番号を入力しない場合は、企業等としての証明資料の添付が必要となります）。

※申請書類等は様式を定めていますが、必要項目をオンライン入力すれば充足するものとします。

(4) 募集期間

令和3年8月17日（火曜日）から同年10月29日（金曜日）まで

4 審査について

(1) 認定要件

審査は、以下の認定要件に基づき総合的に実施します。

- ア 経営者をはじめ、企業等全体で推進している取組であること。
- イ 企業等内の取組が明確化されていること。
- ウ 取組が企業等内に周知されており、取組実績があること。
- エ 取組の実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。
- オ 取組の実施内容が本来事業の内容では無いこと。
- カ 労働関係法令等が順守されていること。

(2) 審査手順

ア 東京都スポーツ推進企業

東京都スポーツ推進企業認定制度事務局及び東京都担当部署にて応募内容の審査を行い、「令和3年度東京都スポーツ推進企業」として認定します。

イ 東京都スポーツ推進モデル企業

東京都が選任するモデル企業選定委員会が、上記アにおいて認定された企業の中から、取組内容を部門（「実践部門」「支援部門」）ごとに審査し、「令和3年度東京都スポーツ推進モデル企業」を選定します。

ウ 東京都スポーツ推進殿堂入り企業

東京都スポーツモデル企業として累計5回選定された企業を、「東京都スポーツ推進殿堂入り企業」として、認定します。殿堂入りした企業は、次年度以降、申請不要でモデル企業と同様の扱いとします。

※審査の経緯や内容は非公開とします。

(3) 審査に必要な資料請求等

ア 審査にあたって追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 応募書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合や3(2)イに該当する場合、発表後であっても認定を取り消すことがあります

5 東京都スポーツ推進企業等の公表及び表彰等

(1) 公表

ア 令和3年度東京都スポーツ推進企業の企業名を東京都のホームページにおいて公表し（令和3年12月初旬予定）、認定証と認定マークを交付します。

（認定期間は1年間）

イ 令和3年度東京都スポーツ推進モデル企業及び東京都スポーツ推進殿堂入

り企業は、その取組内容を東京都のホームページにおいて公表します。(令和4年3月公表開始予定)

ウ 上記ア、イに際し、取組内容等の確認をさせていただく場合がありますので、御協力ください。

(2) 東京都スポーツ推進モデル企業の表彰

令和3年度東京都スポーツ推進モデル企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業の表彰は令和4年3月に行う予定です。

6 その他

(1) 応募された入力内容等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」その他関係法令を遵守します。

(2) 応募された内容について、東京都スポーツ推進企業認定制度事務局あるいは、東京都職員が訪問等により確認させていただく場合があります。

(3) 認定後、東京都スポーツ推進企業認定制度に係るアンケート調査等を実施する場合がありますので、御協力ください。

(4) 認定の根拠となった取組並びに東京都スポーツ推進企業認定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。

(5) 認定後、当該年度に認定したスポーツ推進企業の取組をまとめた「スポーツ推進企業取組事例集」を作成いたしますので、原稿作成等に御協力ください。

(6) 応募された内容等については、必要に応じて、スポーツ庁と共有する場合があります。

(7) 東京都スポーツ推進企業は、令和3年度中に事業開始の「スポーツインストラクター等派遣カタログ」及び「東京都スポーツ推進企業交流サイト」を御利用いただけます。また、令和3年10月開催予定の「東京都スポーツ推進企業交流会」は令和2年度の認定企業が主な参加対象ですが、令和3年度に新たに申請する企業やスポーツ推進企業に興味のある企業等も御参加いただけます。

7 問合せ先

【東京都スポーツ推進企業認定制度に関する事項】

<応募に関する問合せ>

令和3年度東京都スポーツ推進企業認定制度事務局(株式会社ジェイレック内)

〒177-0053 東京都練馬区関町南一丁目12番4番

電話: 03-4500-7494

メール: sports-nintei@j-rec1986.co.jp

<事業に関する問合せ>

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

スポーツ推進部調整課地域スポーツ担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話: 03-5320-7847(直通)

メール: S9000147@section.metro.tokyo.jp